

議員と若者との意見交換会実施要領

1 目的

議員と若者が対面で意見交換を行うことにより、将来を担う若者の県議会への興味と関心を深め、親近感を醸成するとともに、政治に参加する意識の高揚を図ることを目的とする。

2 参加議員

- (1) 自由民主党滋賀県議会議員団から4名、チームしが県議団から2名、その他会派から各1名とし、各会派の推薦により決定する。
- (2) 参加議員の中から座長を選出する。

3 会議の進行

会議の進行は座長が行うものとする。

4 対象

議会に関心を持つ学生等

5 テーマ

若者の議会への興味、関心を深めるための方策等について幅広く設定する。

6 場所

実施場所は原則として滋賀県庁舎内とする。

7 その他

- (1) 意見交換会は公開で実施する。
- (2) 学生等の来庁に要する費用については、滋賀県議会が負担する。